

## 第 4 号様式（第 10 条関係）

## 会 議 録（要 旨）（案）

会 議 名	第 1 回武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会
開 催 日 時	令和元年 7 月 1 日（月） 午後 5 時 30 分 ～午後 7 時 05 分
開 催 場 所	301 会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：木村委員（座長）、榎本委員、押本委員、榎戸委員、大谷委員 （副座長）、武内委員、江郷委員、草間委員、田中委員、小林委員 欠席者：宮崎委員 事務局：健康福祉部地域福祉課長、同課市民なやみごと相談係係長、同係 主事、委託業者 1 人
議 題 等	1 委嘱書の交付 2 市長挨拶 3 委員自己紹介 4 事務局紹介 5 報告 (1) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会設置要綱について (2) 武蔵村山市生活実態調査及び武蔵村山市ひとり親家庭等ニーズ調査 について 6 議題 (1) 座長及び副座長の選任について (2) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要領 (案) について (3) 懇談会の進め方について (4) (仮称) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン構成案について (5) その他
結 論 (決定した方針、残さ れた問題点、保留事項 等を記載する。)	議題 1：座長及び副座長の選任について 座長には木村委員を、副座長には大谷委員を選任した。 議題 2：武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要領 (案) について 原案のとおり決定した。 議題 3：懇談会の進め方について 事務局から提示される素案のたたき台に対し意見を述べる方向で進め ていくこととした。また、次回以降の懇談会の日程について、以下のと おり決定した。 第 2 回 令和元年 8 月 1 日(木) 午後 5 時 30 分から 第 3 回 令和元年 9 月 26 日(木) 午後 5 時 30 分から 第 4 回 令和元年 10 月 31 日(木) 午後 5 時 30 分から 第 5 回 令和元年 11 月 28 日(木) 午後 5 時 30 分から 議題 4：(仮称) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン構成案について 計画の名称については、「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」とし て進めていくこととした。 構成案については確定ということではなく、今後の検討に当たって、 重点的に取り組むこと、不足している部分など意見交換しながら、必要 に応じて修正していくということが確認された。 議題 5：その他 特になし。

審 議 経 過  
(主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)

- 1 委嘱書の交付
  - 2 市長挨拶
  - 3 委員自己紹介
  - 4 事務局紹介
  - 5 報告
    - (1) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会設置要綱について
    - (2) 武蔵村山市生活実態調査及び武蔵村山市ひとり親家庭等ニーズ調査について(事務局説明)

報告事項(1)について、資料1に基づき、懇談会の設置の目的、所掌事務、委員の構成及び委員の任期について説明した。

また、報告事項(2)について、昨年度、(仮称)武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定のための基礎資料を得るため、武蔵村山市生活実態調査と武蔵村山市ひとり親家庭等ニーズ調査を実施し、これらの調査結果を、それぞれ、資料2及び資料3のとおり報告書としてまとめた旨を説明した。

(質疑等)

なし。
- 議題1：座長及び副座長の選任について
- (事務局) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会設置要綱第4条第1項の規定により、正副委員長は、委員の互選により選任することとされている。
- 座長及び副座長の選任について意見はあるか。
- 意見がないようなので、事務局から、座長として木村委員を、副座長として大谷委員を推薦するがいかかがか。
- (委員) 異議なし。(事務局) それでは、座長は木村委員に、副座長は大谷委員に決定する。
- 議題2：武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要領(案)について
- (事務局) 本市では、個人情報など、非開示とすべき内容を扱う場合を除き、附属機関等の会議及びその会議録は公開することとしている。また、会議を公開することとした場合は、その運営要領を定めることとされていることから、この内容について決定をいただきたい(以下資料6により内容を説明)。(質疑等) なし。(会長) 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要領は、原案のとおり決定する。
- (運営要領が決定されたため、傍聴者2人が入室した。)
- 議題3：懇談会の進め方について
- (事務局) 子どもの未来応援プランの策定に関し、懇談会では、必要な事項を検討審議し、素案という形で市長に報告するという流れになる。このため、順次、事務局より素案のたたき台を提示し、意見をいただく方向で進めていきたい。また、懇談会とは別に庁内の関係部課長からなる同プラン策定委員会が組織されていることから、懇談会の意見は、策定委員会にも付議し、全庁的なコンセンサスを得ながら進

めたい。

(会長) 限られた期間の中で意見を集約していくこととなるので、このような方法で進めたいと思うが、いかがか。

(委員) 異議なし。

(事務局) 続いて、今後の円滑な開催のため、会議日程を決めたい。パブリックコメントなどのスケジュールから、以後4回開催したいと考えているので、協議をお願いします。

○協議の結果、次のとおり決定した。

第2回 令和元年8月1日(木) 午後5時30分から

第3回 令和元年9月26日(木) 午後5時30分から

第4回 令和元年10月31日(木) 午後5時30分から

第5回 令和元年11月28日(木) 午後5時30分から

議題(4) (仮称)武蔵村山市子どもの未来応援プラン構成案について

(事務局) 構成案については資料8のとおりであるが、本プランに盛り込もうと考えている内容を章立てで示しており、現在第1章の一部を取りまとめたところである。具体的な内容については、次回以降の会議において提示していきたいと考えている。

まず、計画の名称であるが、現時点では仮称だが、「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」としている。なお、サブタイトルについては、必ずつけるというものではないので、今後検討を進める中で、御意見をいただきたいと考えている。

名称に関しては、内閣府が「子供の未来応援国民運動」という名称で運動を開しているほか、今回のプランの策定に当たり交付される補助金の名称も「地域子供の未来応援交付金」とされていること、「貧困対策」という直接的な名称は、支援の対象となる方が抵抗感を覚えることも想定されるため、国が用いている「子どもの未来応援」という名称を用いたところである。

続いて、第1章「計画の基本的事項」、第1節「計画策定の背景」では、(1)として、子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的及び基本理念を取り上げている。なお、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正法が本年6月19日に公布(未施行)されており、その部分は下線で表示している。

次の(2)地方公共団体の責務では、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正により、市町村にも計画の策定が努力義務化された旨を記載している。このため、子どもの貧困対策に関する大綱も今年度中の改定が見込まれていることから、改定された段階で差し替えを予定している(参考資料4の資料1参照)。

第2節「計画の性格と位置付け」については、今回の法改正により、子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ、法律に新たに位置付けられた市町村計画として策定すること、また、国の大綱や東京都の計画も勘案するとともに、市の関連計画等との整合・連携を図ることとしている。なお、市の関連計画との位置付けについては、今後整理していく。

「3 計画の期間」では、幼児期の教育・保育及び子育て支援の円滑な実施に関する計画である『子ども・子育て支援事業計画』が子育て支援課において策定中であり、当該計画と本計画は関連が深いことから、両計画の計画期間を合わせる事が妥当と考え、5年間を想定した。

「4 計画の対象」は、児童福祉法の対象とされる18歳未満の者を

考えているが、施策によっては20歳までを事業の対象としているものもあることから、今後検討していくものとする。

次の第2章では、本市の状況について記載することを考えている。ちなみに、資料5として「子どもの貧困と子どもの貧困対策について」まとめたものが、参考資料4の資料2として、国の有識者会議に提出された「子供の貧困に関する現状」を添付しているの、時間のある時にお目通しいただき、今後の議論の参考としていただければと考える。

(以下、資料4により、生活実態調査等の結果を、東京都の公表値と比較するなどして、本市の状況を説明。)

第2章・第2節には、このような状況を記載する方向で考えている。

続いて、第3章であるが、こちらには、計画の基本的な考え方として、基本理念と基本目標、施策の体系について記載することを考えている。

また、第4章は、「施策の展開」としているが、ここでは、現在のところ、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策に沿った内容を記載する方向で考えている。

参考資料4の資料3以降には、国の子供の貧困対策の実施状況、子供の貧困対策に関する大綱に掲げられた25の指標の現状、子供の貧困対策に関する主な施策について添付している。国と基礎自治体では、取り組むべき内容に違いがあるが、子供の貧困対策に特化したものでないものも貧困対策として整理されているので、参考になるかと思う。こちら、時間があるときに、お目通しいただきたい。

また、資料の順序が前後するが、参考資料の3として、本市がまとめた子育てサポートリーフレットもあるので、併せて参考にしていただきたい。

次の第5章については、計画の推進体制について、また、計画書の最後には、資料編として、本プランの策定経過などを記載することを考えている。

懇談会の進め方のところでも御説明したが、今後、順次、具体的な中身を詰めて、委員に御意見をいただきながら素案を作成していきたいと考えているので、よろしく願います。

(委員) 子どもの貧困対策は、だれがすべきか(国か親か自治体か)ということが基本的な問題である。また、よく考えて素案をつくるべきで我々の責任も重いと考える。

教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、その他たくさんあるが、国がやるべきこと、市がやるべきことを選択する必要があるのではないか。国のやるべきことまで入れても総花的にしかないのではないか。重点的に進めるものを選択して集中していかないと、まとまらないのではないかという懸念がある。

(座長) 事務局からはどうか。

(事務局) まず、計画の名称について、原案のとおり進めてよいか決定をいただければと思う。

(座長) 計画の名称について、意見はあるか。

特に意見がないので、名称は「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」ということで進めていくということによろしいか。

(委員) 異議なし。

(座長) 構成案の内容についても意見があったが、この枠組みで進めていくということによろしいか。

(事務局) 事務局から補足させていただく。構成案については、まだ具体的な内容の記載がない中で、委員から御意見をいただいたところだが、プランの全体像をあらかじめお示ししておいた方が今後の会議において委員も意見を出しやすいのではないかとということで、お示しさせていただいたものである。また、先ほど、施策の展開のところで御意見をいただいたところだが、参考資料4の政府予算案の資料に国の施策が示されているので御覧いただきたい。こちらは国の施策についてまとめられたものであるが、市としても、例えば、「教育の支援」については、放課後子供教室や地域未来塾を実施している。また「生活の支援」については、生活困窮者自立相談支援や生活困窮者家計改善支援などは、当課で対応している事業である。さらに、「保護者に対する就労支援」も当課で対応している。「経済的支援」については、市が直接、困窮世帯に対応するのは難しいが、「養育費等の取決めについて解説したパンフレットの離婚届書との同時交付」などは対応できるものと考えている。市としても、子どもの貧困に特化することなく、様々な子ども向けの施策がある中でそれらを整理するとともに、どういう施策が子どもにとって望ましいのか、また、それらの連携や継続なども考えながら整理していきたいと考えている。現段階では具体的な内容を示すことができていないため説明しづらいが、今後はしっかりとした素案を提示し、委員の方々から「これを重点的にやったほうがいい」というような御意見をいただきたいと考えている。今回は、あくまで計画の全体像ということで御理解いただきたい。

(座長) 構成案については確定ということではなく、今後、検討に当たり重点的に取り組むこと、不足している部分など意見交換しながら、必要に応じて市が修正していくということによいか。

(委員) 異議なし。

#### 議題(5) その他

○ 情報提供として、委員から、「子ども食堂パブリカ」の開設と社会福祉協議会への「地域福祉コーディネーター」の配置について、パンフレットの配布とともに説明があった。同会では子ども食堂からの相談対応や生活困窮世帯への食糧支援、不登校の児童生徒及びびきこもりの家族会の立ち上げ支援等を実施しており、サービスが必要な人に情報が届くようにしているとのことであった。

(委員) 資料がだいぶ多いが、配布された資料は毎回、会議に持参する必要はあるか。

(事務局) 開催通知の際に、必要な資料をお知らせするほか、委員の負担にならないよう、事務局で再度、資料を用意することも検討する。

(委員) 市内在住の子どもが対象ということだが、外国籍の子どもも対象とするのか、また、今回の調査には外国籍の子どもは入っているのか。

(事務局) 市立小・中学校の在籍児童・生徒が対象であり。外国籍の子どもも入っている。特別な施策を盛り込むかどうかは会議の中で議論いただきたいと考えている。

○ 初回の会議であり、議題終了後、各委員から会議の感想等の発言をいただいた。

以上

会議の公開・ 非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要 領の決定後に会議を公開した。 )
-----------------	--

傍聴者： 2人

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等： )
------------------	---

庶務担当課	健康福祉部 地域福祉課 (内線：155)
-------	----------------------

(日本工業規格A列4番)

# 武蔵村山市子どもの未来応援プラン

～サブタイトル～

(令和 2 年度～令和 6 年度)

素案

【修正版】

令和 2 年 3 月  
武蔵村山市



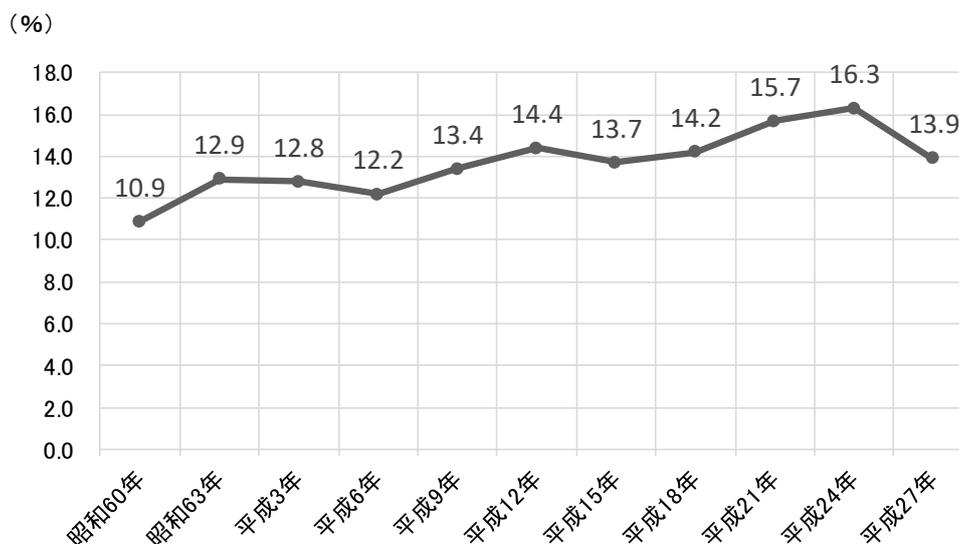
# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の背景

### 1 日本の子どもの貧困率

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、昭和60年に10.9%だった子どもの相対的貧困率<sup>1</sup>（以下「貧困率」といいます。）は年々増え続け、平成24年には16.3%にまで増加しました。平成27年には13.9%と改善されましたが、いまだに7人に1人の子どもが貧困の状況にあると報告されています。

#### ● 子どもの貧困率



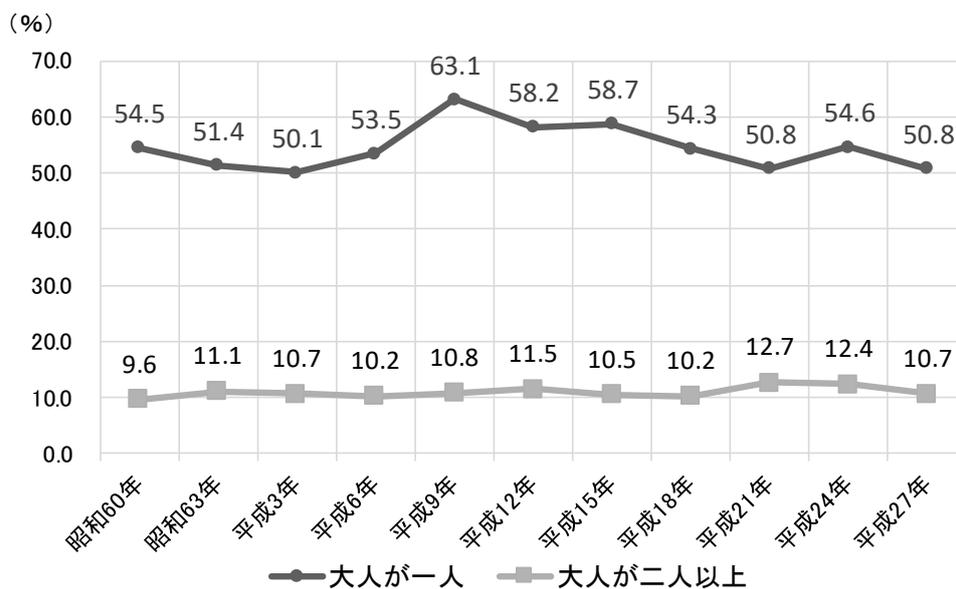
（厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」）

<sup>1</sup> 相対的貧困率：国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

一定基準（貧困線）とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得<収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入>を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。

また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち、大人が一人の世帯の貧困率は、昭和60年から平成27年まで継続的に50%を超えており、平成27年では50.8%となっています。子どもがいる現役世帯で、大人が一人の世帯の場合、勤労世代であっても高い割合で貧困の世帯となっている状況です。

● 子どもがいる現役世帯の世帯員の貧困率



(厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」)

■ 国際的にみた日本の子どもの貧困率

国際的にみても、日本の子どもの貧困率は厳しい状況にあります。日本の子どもの貧困率は、OECD（経済協力開発機構）加盟国 34 か国の中で 10 番目に高く、OECD 平均値を上回っています。また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の相対的貧困率は最も高い状況です。

● 子どもの貧困率の順位

順位	国名	割合 (%)
1	デンマーク	3.7
2	フィンランド	3.9
	⋮	
	OECD 平均	13.3
	⋮	
25	日本	15.7
	⋮	
34	イスラエル	28.5

● 大人が一人の世帯の相対的貧困率の順位

順位	国名	割合 (%)
1	デンマーク	9.3
2	フィンランド	11.4
	⋮	
	OECD 平均	31.0
	⋮	
33	日本	50.8

(OECD (2014) Family database “Child poverty”)  
 (日本の数値は平成 21 年 (2009 年)、大人が一人の世帯は韓国のデータがないため 33 か国の順位)

## 2 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行

平成 25 年 6 月 26 日に子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)が公布され、平成 26 年 1 月 17 日から施行されました。

また、令和元年 6 月 19 日には同法の一部を改正する法律(令和元年法律第 41 号)が公布され、同年●月●日から施行されています。

### (1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的及び基本理念

この法律では、その目的及び基本理念について、次のように規定されています。

#### (目的)

第 1 条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

#### (基本理念)

第 2 条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### (2) 地方公共団体の責務

この法律では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。

また、令和元年法律第 41 号による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律で、『市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。』とされ、市町村計画の策定が努力義務となりました。

### (3) 子どもの貧困対策に関する大綱の策定

この法律に基づき、政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならないこととされており、当該大綱は、次に掲げる事項について定めるものとされています。

- ① 子どもの貧困対策に関する基本的な方針 改定予定あり
- ② 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- ③ 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- ④ 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- ⑤ 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

### 3 子供の貧困対策に関する大綱

政府は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、平成26年8月29日に、子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定しています。

大綱では、子どもの貧困対策の意義や施策の推進体制等について、次のように定められています。

#### 子供の貧困対策に関する大綱（抄）

～全ての子供たちが夢と希望を持って

成長していける社会の実現を目指して～

（平成26年8月29日閣議決定）

#### 第1 はじめに

（子供の貧困対策の意

**改定予定あり**

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

#### 第6 施策の推進体制等

##### 2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。

このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。

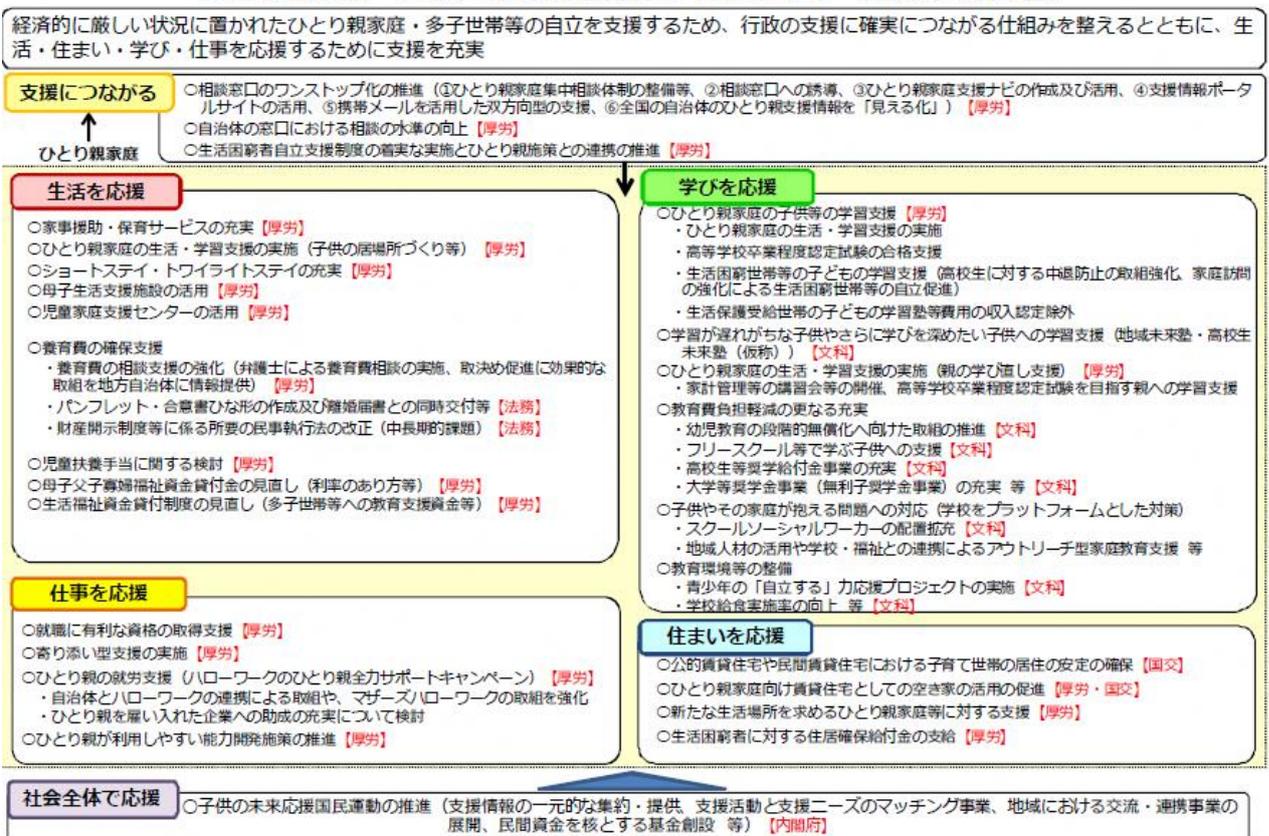
この大綱においても、「第6 施策の推進体制等」の「2 地域における施策推進への支援」にあるように、地方公共団体において、『地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定される』ことが求められています。

## 4 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの推進

国は、平成 27 年 12 月、経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭や多子世帯の自立を応援するため、支援を必要とする家庭に対して行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、子育て、教育、生活、就業、住居、経済面などについて支援の一層の充実を図ることを目的として、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」をとりまとめました。

プロジェクトでは、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援・学習支援などの総合的な支援の充実を図ることとし、6 つの項目において施策の方向性を示しています。

### ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）



厚生労働省ホームページより

## 5 東京都の取組

東京都は、「子ども・子育て支援法」に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「都道府県行動計画」、「子どもの貧困対策法」に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」を合わせた、子ども・子育てに関する総合計画として、平成 27 年度を初年度とする「東京都子供・子育て支援総合計画」を策定しています。

同計画では目標 4 に「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」を掲げ、その 1 「子供の貧困対策の推進」で、『子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現に向けて、福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関が連携し、子供の貧困対策を総合的に

進めていく』こととしています。

▼子どもの貧困に対する東京都の施策

	教育支援	生活支援	保護者に対する就労支援	経済的支援
生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育扶助(基準額、教材代、学習支援等)</li> <li>生業扶助(高等学校等就学費、技能修得費)</li> <li>子供の学習支援事業</li> <li>教育支援資金の貸付(生活福祉資金制度)</li> <li>若年者に対する公共職業訓練等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケースワーカーによる生活相談・援助</li> <li>ひとり親世帯の親の高校就学支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者就労準備支援事業</li> <li>就労支援員による就労支援</li> <li>ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援</li> <li>就労活動促進費の支給</li> <li>就労自立給付金の支給</li> <li>母子家庭の母等に対する職業訓練等</li> <li>就職支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法による各種扶助</li> <li>生活福祉資金の貸付</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保護者自立促進事業・就労支援、次世代育成支援(塾代・学習相談ボランティア派遣)等</li> </ul>			
生活困窮者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供の学習支援事業(再掲)</li> <li>受験生チャレンジ支援貸付</li> <li>教育費の負担軽減策</li> <li>教育支援資金の貸付(生活福祉資金制度)(再掲)</li> <li>子供の居場所創設事業</li> <li>子供サポート事業立上げ支援事業</li> <li>若年者に対する公共職業訓練等(再掲)</li> <li>校内寺子屋</li> <li>地域未来塾</li> <li>放課後子供教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立相談支援事業</li> <li>家計相談支援事業</li> <li>子供の居場所創設事業(再掲)</li> <li>子供サポート事業立上げ支援事業(再掲)</li> <li>子供食堂推進事業</li> <li>フードパントリー設置事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労準備支援事業</li> <li>ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援(再掲)</li> <li>母子家庭の母等に対する職業訓練等(再掲)</li> <li>就職支援(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住居確保給付金の支給</li> <li>生活福祉資金の貸付(再掲)</li> </ul>
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭等生活向上事業(子供の生活及び学習支援(塾及び家庭教師派遣))</li> <li>母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子自立支援員による相談・支援</li> <li>ひとり親家庭等生活向上事業(相談支援、家計管理・生活支援講習会等)</li> <li>ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭等就業・自立支援センター事業</li> <li>高等職業訓練促進給付金等事業</li> <li>高等職業訓練促進資金貸付事業</li> <li>自立支援教育訓練給付金事業</li> <li>母子・父子自立支援プログラム策定事業</li> <li>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</li> <li>母子家庭の母等に対する職業訓練等(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当の支給</li> <li>児童育成手当の支給</li> <li>母子・父子福祉資金の貸付</li> <li>女性福祉資金の貸付</li> <li>ひとり親家庭等医療費助成</li> </ul>
で社会的養護の子供下	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設における学習・進学支援等</li> <li>自立生活スタート支援事業(就学支度資金貸付)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援強化事業</li> <li>ジョブ・トレーニング事業</li> <li>養育家庭等自立援助補助事業</li> <li>児童養護施設退所者等の就業支援事業</li> <li>児童養護施設退所者等に対するすまじ確保支援事業</li> <li>専門機能強化型児童養護施設</li> <li>乳児院の家庭養育推進事業</li> </ul>	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立生活スタート支援事業(技能習得資金貸付等)</li> <li>児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(資格取得支援費等)</li> <li>自立援助促進事業</li> </ul>
4分野における施策の調整・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供の貧困対策支援事業</li> <li>子育てサポート情報普及推進事業</li> </ul>	※各支援及び対象世帯等に係る主な施策を掲載(一部、すべての世帯等を対象とした施策を含む)		

## 第2節 計画の性格と位置付け

### 1 計画の性格

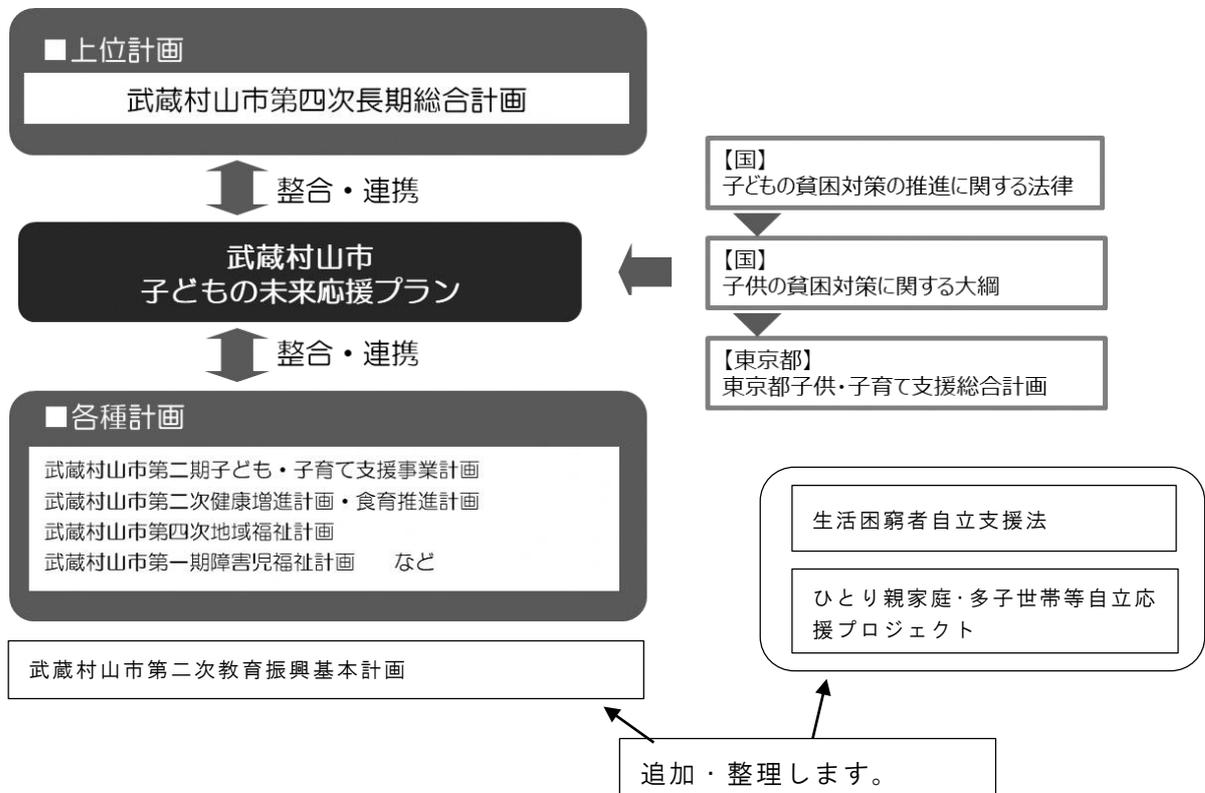
この計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村計画」として、同法の目的、基本理念等を踏まえて策定するものとします。

また、同法に基づき閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）及び東京都子供・子育て支援総合計画を勘案するとともに、本市が策定した関連計画等との整合・連携を図ります。

「勘案」の用語が適切かどうか検討します。

### 2 計画の位置付け

本市の他の計画との関係は、次のとおりとなります。



### 第3節 計画の期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とします。



### 第4節 計画の対象

この計画の対象は、次のような状態にある、原則として18歳未満の子どもとその家庭とします。ただし、施策によってはおおむね20歳未満までの子どもも対象とします。

- 現在、経済的困窮状態にある子どもとその家庭及び将来、経済的困窮状態になる可能性の高い子どもとその家庭
- 保護者に疾病・障害がある家庭やひとり親家庭などのうち、現在、経済的困窮状態にある子どもとその家庭及び将来、経済的困窮状態になる可能性の高い子どもとその家庭など

内容を整理します。

## 第2章 本市の状況

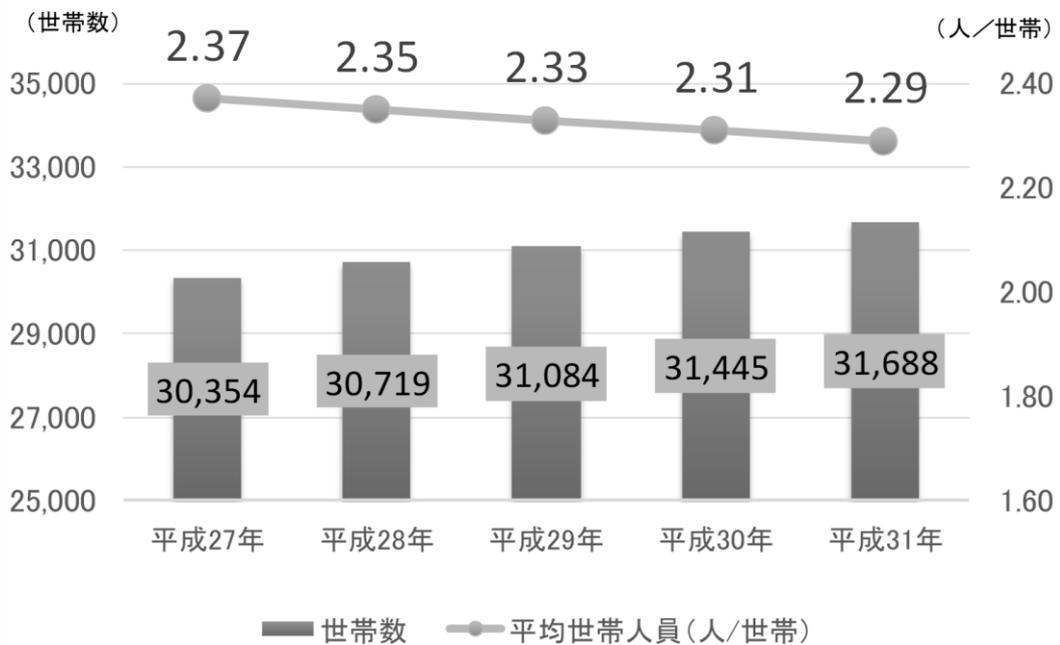
### 第1節 子どもと家庭の状況

#### 1 人口・世帯

##### (1) 世帯数と平均世帯人員

本市の世帯数は、平成27年の30,354世帯から、平成31年には31,688世帯へと年々増加しています（増加率4.4%）。人口よりも世帯数の伸びの方が大きいため、平均世帯人員（人/世帯）は平成27年の2.37人から平成31年の2.29人へと減少しています。

##### ● 世帯数と平均世帯人員の推移

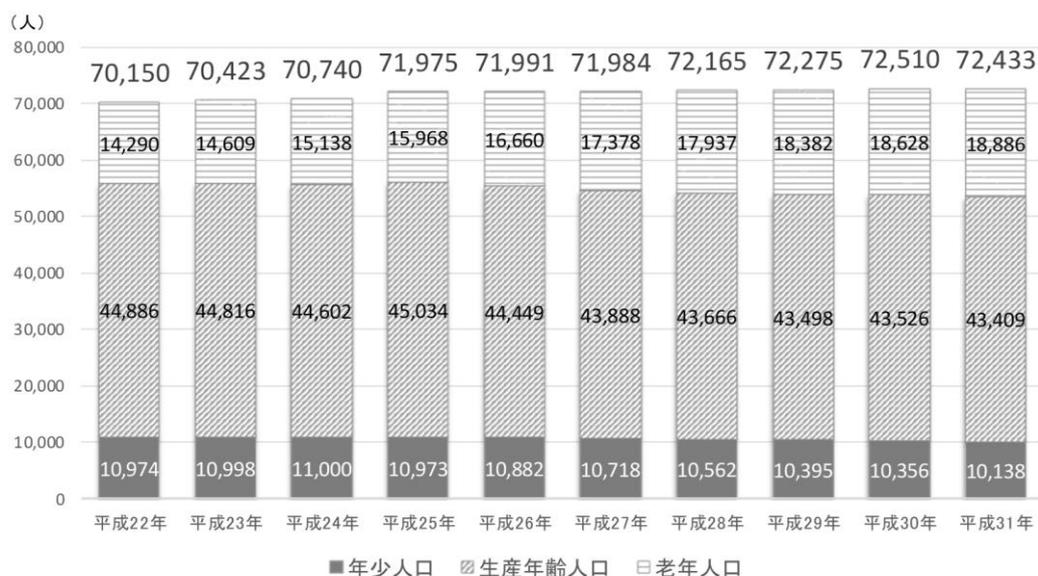


(住民基本台帳による人口及び世帯 各年4月1日現在)

## (2) 年齢3区分別人口

平成22年から平成31年にかけて、総人口は2,283人増加（増加率3.3%）しています。生産年齢人口（15～64歳）は1,477人減少（減少率3.3%）、年少人口（0～14歳）は836人減少（減少率7.6%）となっており、老年人口（65歳以上）は4,596人増加（増加率32.2%）となっています。少子化及び高齢化が継続的に進行しています。

### ● 年齢3区分別人口の推移



（住民基本台帳 各年4月1日現在）

## (3) 子どものいる世帯の割合

18歳未満の世帯員のいる一般世帯割合<sup>\*</sup>について、平成27年の割合は平成22年と比べて低下しています。東京都及び全国との比較ではいずれも武蔵村山市が上回っており、武蔵村山市では子どものいる世帯が減少しつつも、一般世帯のうち約4分の1の世帯に子どもがいることになります。

### ● 18歳未満の子どものいる世帯の割合

18歳未満世帯員がいる一般世帯割合	平成22年	平成27年
武蔵村山市	27.7%	25.3%
東京都	17.4%	17.2%
全国	23.1%	21.5%

（国勢調査 平成22年、平成27年）

※ 「一般世帯」…住居と生計を共にしている人の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者、間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者の世帯（寮の学生、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者の集まりなどの「施設等の世帯」は含まない。）

(4) 世帯構造

武蔵村山市の世帯構造では、核家族のうち、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯（ひとり親の二世帯世帯）がいずれも増加傾向にあります。

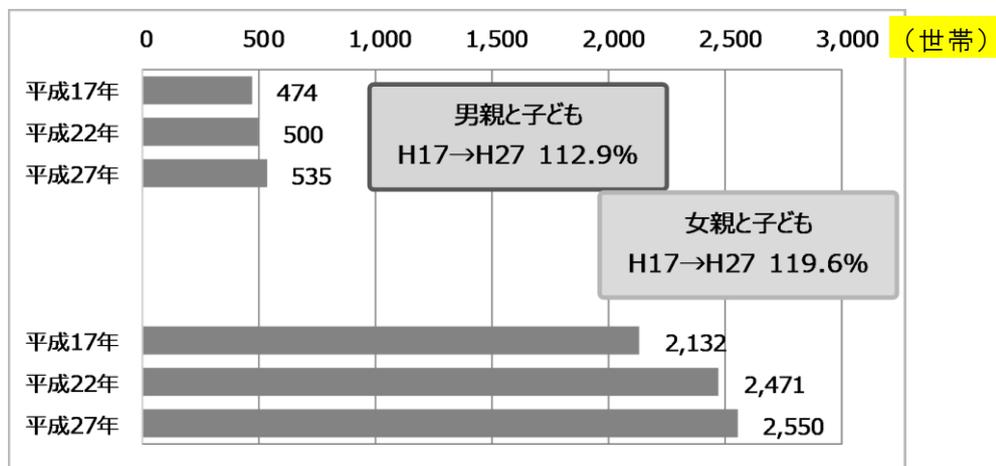
● 武蔵村山市の世帯構造

区分	一般世帯数	核家族	(世帯)			
			夫婦のみ	夫婦と子ども	18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成17年	24,926	16,879	4,973	9,300	5,111	2,400
平成22年	26,770	18,184	5,454	9,759	5,643	2,712
平成27年	28,277	18,155	5,743	9,327	5,470	2,270

ひとり親世帯の合計を追加し、全体を整理します。

	(世帯)		
	男親と子ども	18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成17年	474	110	15
平成22年	500	101	14
平成27年	535	92	9

	(世帯)		
	女親と子ども	18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成17年	2,132	662	143
平成22年	2,471	835	187
平成27年	2,550	756	160



(国勢調査 平成17年、平成22年、平成27年)

## 2 各種手当等

### (1) 児童扶養手当の支給状況

ひとり親家庭等で 18 歳に達した日の属する年度の末日以前の児童や 20 歳未満で重度の障害を持つ児童を養育している方に支給される手当です（国制度）。

#### ● 児童扶養手当の支給状況

	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
支給対象児童数	延べ 15,087 人	延べ 15,408 人	延べ 15,390 人	延べ 15,518 人
手当支給総額	370,523,470 円	388,655,420 円	399,916,660 円	400,084,850 円

（子育て支援課）

### (2) 児童育成手当の支給状況

ひとり親家庭等で 18 歳に達した日の属する年度の末日以前の児童や 20 歳未満で重度の障害を持つ児童を養育している方に支給される手当です（都制度）。

#### ● 児童育成手当の支給状況

	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績
支給対象児童数	延べ 19,910 人	延べ 20,596 人	延べ 20,845 人	延べ 20,837 人
手当支給総額	271,091,000 円	280,206,000 円	283,627,500 円	283,403,500 円

（子育て支援課）

それぞれの手当の違いを明らかにするとともに、対象児童の実人員及び手当の額を記載することとします。

### (3) 就学援助率

就学援助は、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助する制度です。就学援助率は、要保護及び準要保護児童・生徒数を公立小中学校（中等教育学校の前期課程を含む）児童・生徒数で除して算出したもので、**中学生の援助率が高くなっています。**

#### ● 就学援助率

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	15.65%	14.31%	15.29%	14.67%
中学校	19.68%	18.06%	19.71%	18.43%

（教育総務課）

「要保護及び準要保護児童・生徒」の注釈を追記します。

## 第 2 節 生活実態調査等の結果の概要

### 1 生活実態調査

#### ■ 調査の概要

##### (1) 調査の目的

子どもの生活状況や子どもとの関わり、家庭の状況などをうかがい、本市の子どもを取り巻く現状や取り組むべき課題を把握し、今後の計画策定の基礎資料とする。

##### (2) 調査対象

市内在住で公立学校に通う小学 5 年生及び中学 2 年生の子ども本人とその保護者

##### (3) 調査対象数

	子ども票	保護者票
小学 5 年生	800 票	800 票
中学 2 年生	689 票	689 票
計	1,489 票	1,489 票

##### (4) 調査方法

学校を通じ配付・回収

##### (5) 調査時期

平成 30 年 10 月 2 日から 10 月 15 日まで

##### (6) 有効回答数（有効回答率）

		子ども票	保護者票	<del>うち親子マッチングできた票数</del>
小学 5 年生	有効回答数	650 票	646 票	<del>639 票</del>
	回答率	81.3%	80.8%	<del>80.0%</del>
中学 2 年生	有効回答数	542 票	539 票	<del>536 票</del>
	回答率	78.7%	78.2%	<del>77.8%</del>
計	有効回答数	1,192 票	1,185 票	<del>1,175 票</del>
	回答率	80.1%	79.6%	<del>78.9%</del>

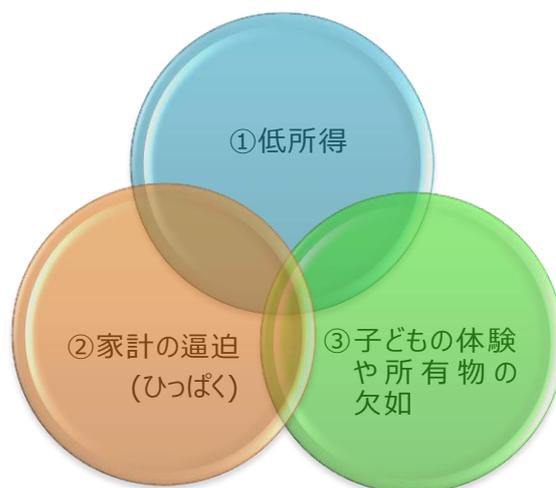
■ 本調査における「生活困難」の取扱いについて

本調査では、「生活困難層」等を以下の3つの要素に基づいて分類しています。

①低所得	③子どもの体験や所有物の欠如
<p>等価世帯所得が厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯</p> <p>&lt;低所得基準&gt; 世帯所得の中央値 442 万円 ÷ √平均世帯人数(2.47 人) × 50% = 140.6 万円</p>	<p>子どもの体験や所有物などに関する次の15項目のうち、<u>経済的な理由</u>で、欠如している項目が3つ以上該当</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海水浴に行く</li> <li>2 博物館・科学館・美術館などに行く</li> <li>3 キャンプやバーベキューに行く</li> <li>4 スポーツ観戦や劇場に行く</li> <li>5 遊園地やテーマパークに行く</li> <li>6 毎月お小遣いを渡す</li> <li>7 毎年新しい洋服・靴を買う</li> <li>8 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる</li> <li>9 学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう)</li> <li>10 お誕生日のお祝いをする</li> <li>11 1年に1回くらい家族旅行に行く</li> <li>12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる</li> <li>13 子どもの年齢に合った本</li> <li>14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ</li> <li>15 子どもが自宅で宿題をすることができる場所</li> </ol>
②家計の逼迫	
<p><u>経済的な理由</u>で、公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上に該当</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電話料金</li> <li>2 電気料金</li> <li>3 ガス料金</li> <li>4 水道料金</li> <li>5 家賃</li> <li>6 家族が必要とする食料が買えなかった</li> <li>7 家族が必要とする衣類が買えなかった</li> </ol>	

◆生活困難層(困窮層・周辺層)、一般層

生活困難層	困窮層 + 周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



## ■ 結果の概要及び課題等

### 1 基本的属性

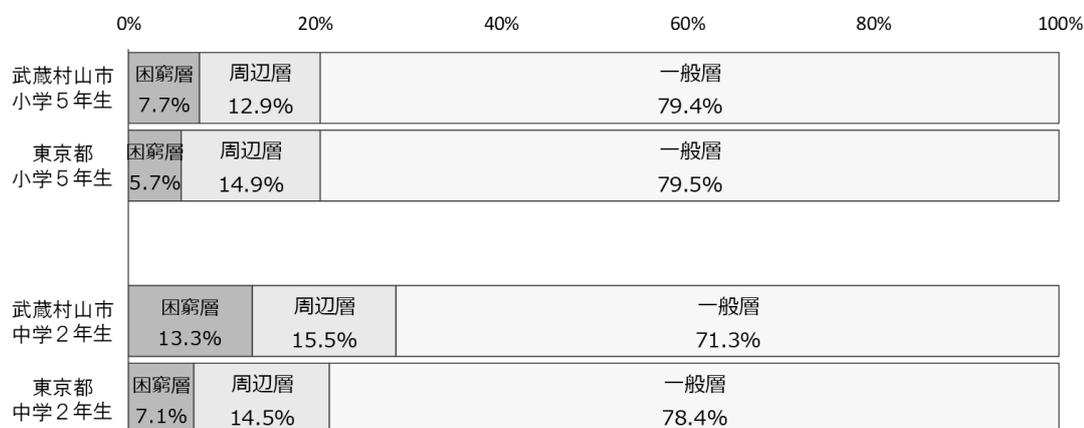
#### ① 支援を必要とする子どもの割合

今回の調査による本市の生活困難層（困窮層＋周辺層）の割合を、平成28年に行われた東京都の同様の調査結果と比較すると、小学5年生、中学2年生とも困窮層に分類される世帯の割合が東京都より高くなっています。

また、生活困難層の割合は、東京都の場合、小学5年生20.5%、中学2年生21.6%（1.1ポイント差）ですが、本市では小学5年生20.6%、中学2年生28.8%で、中学2年生の方が8.2ポイント高くなっています。

（東京都の小学校5年生の生活困難層の割合は、端数処理の関係で、グラフ中の困窮層と周辺層の割合の合計と一致していません。）

#### ▼生活困難度、東京都との比較



※東京都：平成29年3月「東京都子供の生活実態調査報告書」

※都の調査は4自治体（墨田区、豊島区、調布市、日野市）のもの

- ・ 困窮層の割合は東京都よりも高い。
- ・ 本市では、子どもの年齢が高い家庭で生活困難層（困窮層、周辺層とも）が増加する。

② 世帯タイプ別の生活困難度

世帯タイプ別に生活困難度をみると、「困窮層」「周辺層」の割合は二世帯・三世帯のいずれもひとり親家庭の方で高くなっています。厚生労働省「国民生活基礎調査」で、大人が一人の世帯では、勤労世代であっても高い割合で貧困状態にあることが報告されていますが、本市も同様の傾向にあります。

▼世帯タイプ別生活困難層の内訳

区分		年齢層	ふたり親 (二世帯)	ふたり親 (三世帯)	ひとり親 (二世帯)	ひとり親 (三世帯)
サンプル数		小学5年生	498	55	68	15
		中学2年生	387	42	83	21
生活 困難 層	困窮層	小学5年生	4.9(4.0)%	5.7(8.3)%	29.3(12.7)%	10.0(10.7)%
		中学2年生	9.9(5.2)%	7.4(3.9)%	29.1(16.3)%	25.0(22.0)%
	周辺層	小学5年生	11.0(13.1)%	8.6(17.8)%	29.3(20.2)%	20.0(38.2)%
		中学2年生	9.5(12.7)%	18.5(14.1)%	34.5(22.9)%	43.8(30.5)%
一般層		小学5年生	84.1(82.9)%	85.7(73.9)%	41.5(67.1)%	70.0(51.1)%
		中学2年生	80.6(80.4)%	74.1(82.0)%	36.4(60.8)%	31.3(47.5)%

※サンプル数とは、生活困難度が判定できた数。

※端数処理の関係で、合計が100%とならない場合がある。

※東京都の調査結果は、( )内の数値である。

- ・ 困窮層で見ると、本市では、ひとり親（二世帯）の割合が東京都よりも高くなっている。

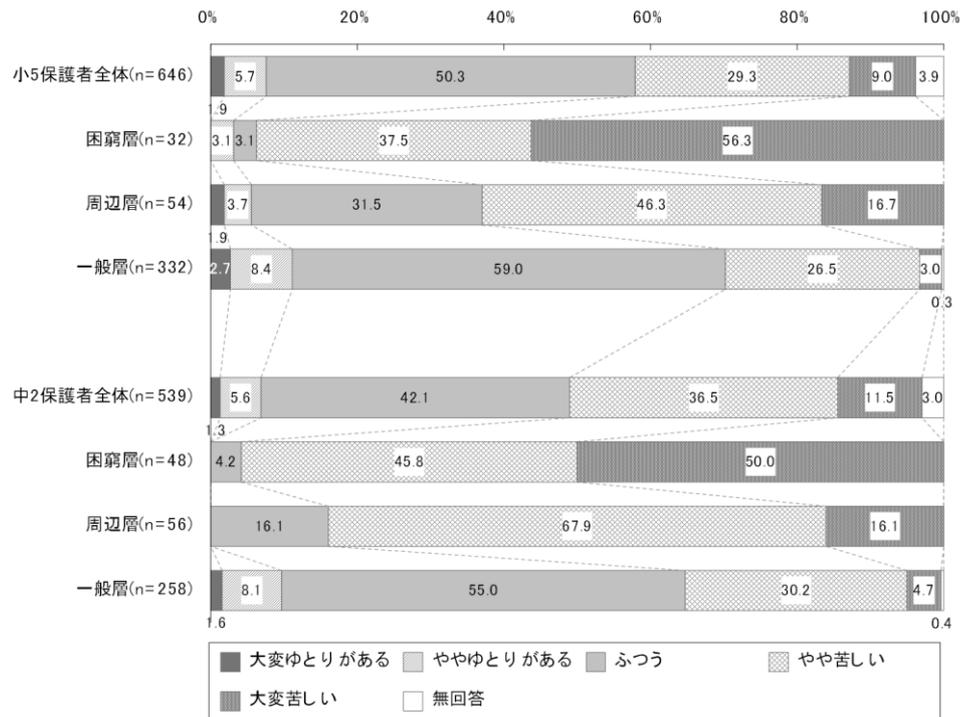
## 2 暮らし・生活環境

### ① 主観的な暮らし向き

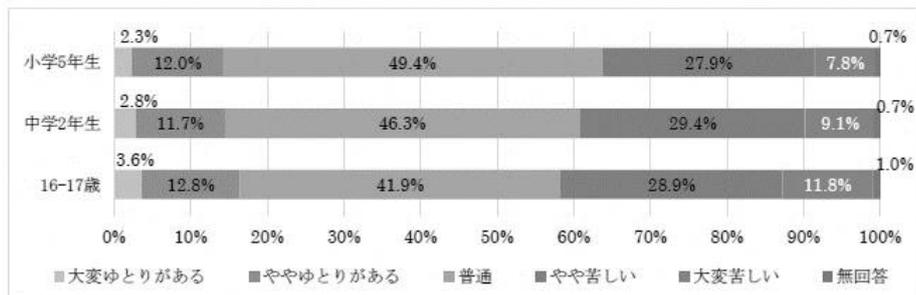
現在の暮らし向きについて、「やや苦しい」「大変苦しい」を合わせた『苦しい』の割合は、小学5年生では38.3%、中学2年生では48.0%となっています。

東京都調査での『苦しい』の割合は小学5年生では35.7%、中学2年生では38.5%となっています。

#### ▼現在の暮らしの状況



#### ▼現在の暮らしの状況（東京都）

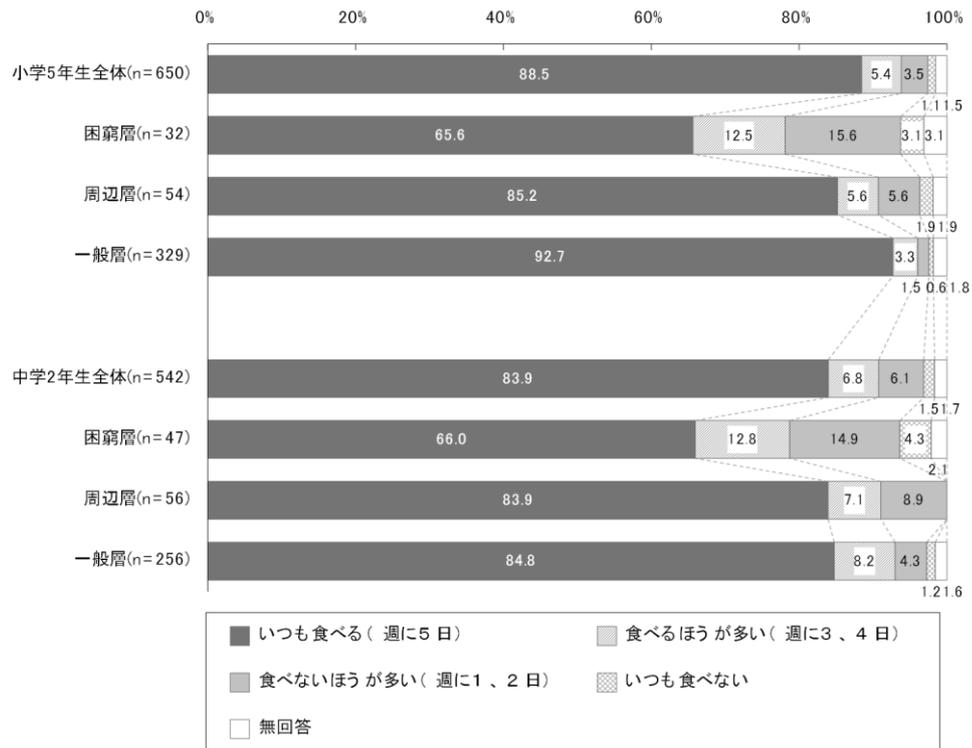


- ・ 本市では、子どもの年齢が高い家庭で主観的な暮らし向きが悪くなる傾向がみられる。

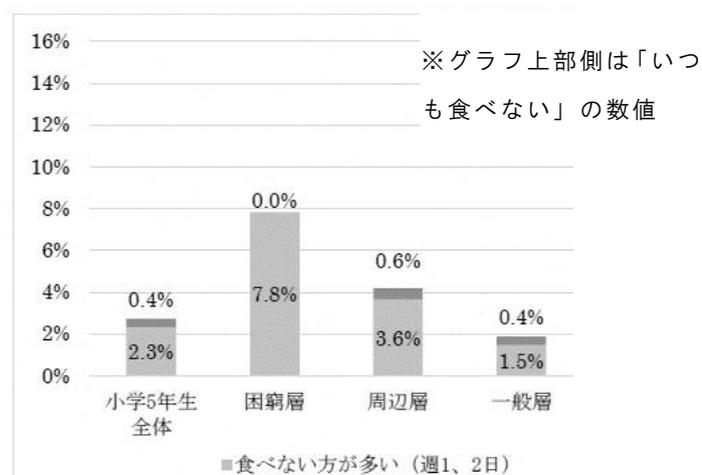
## ② 朝食の摂取状況

中学2年生の1.5%が朝食を「いつも食べない」、6.1%が「食べないほうが多い(週1、2日)」。困窮層で「いつも食べない」は小学5年生が3.1%、中学2年生が4.3%、「食べないほうが多い(週1、2日)」は小学5年生で15.6%、中学2年生で14.9%となっています。東京都調査では、小学5年生の困窮層で「食べないほうが多い(週1、2日)」が7.8% (いつも食べないは0.0%) となっています。

### ▼平日(学校に行く日)に朝食を食べる頻度



### ▼平日に朝食を食べる頻度(東京都)

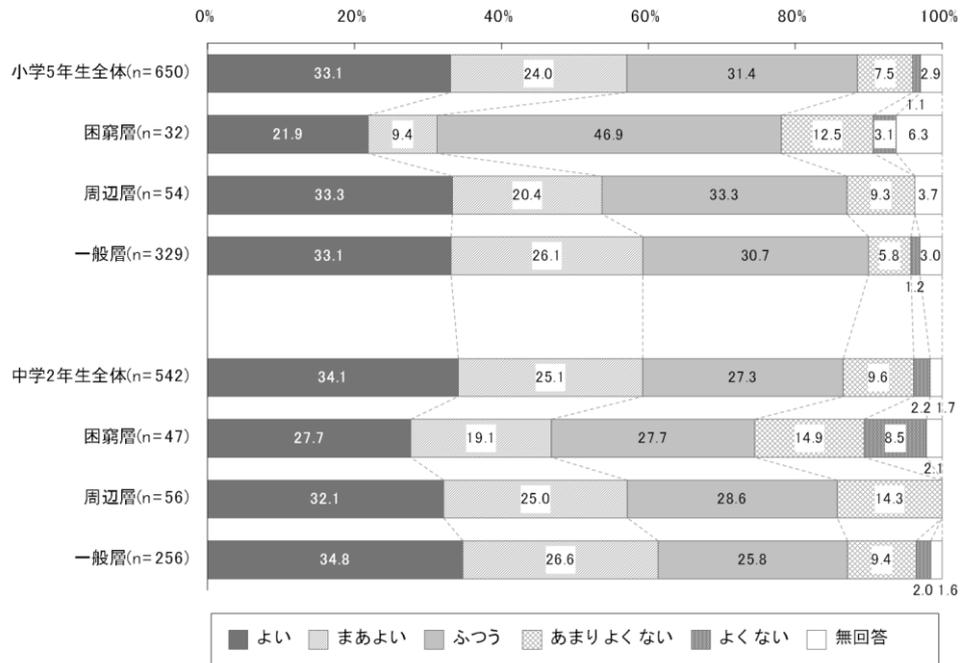


- 子供の成長と健康に重要な役割をはたす朝食が、困窮層では小学5年生という大事な時期にとられていない状況がみられ、生活環境の改善が課題と考えられる。

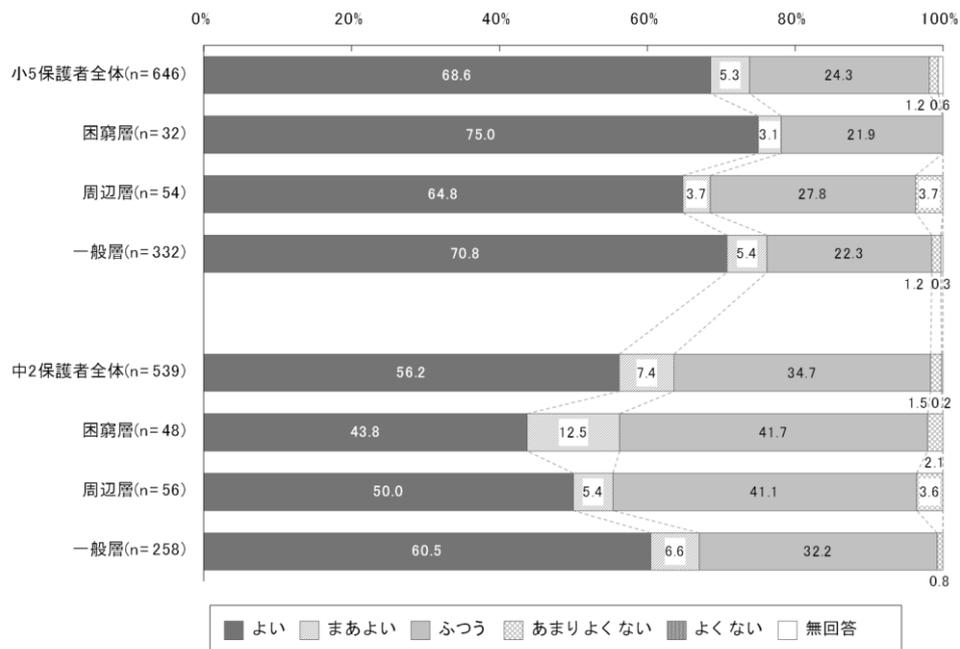
### ③ 健康状態

子どもの主観的健康状態は、困窮層ほど「よい」と「まあよい」を合わせた『よい』の割合が低くなっています。保護者からみた子どもの健康状態では、中学2年生の「よい」において生活困難度との相関がみられるものの、小学5年生では相関がみられません。

#### ▼子どもの主観的健康状態



#### ▼保護者からみた子どもの健康状態



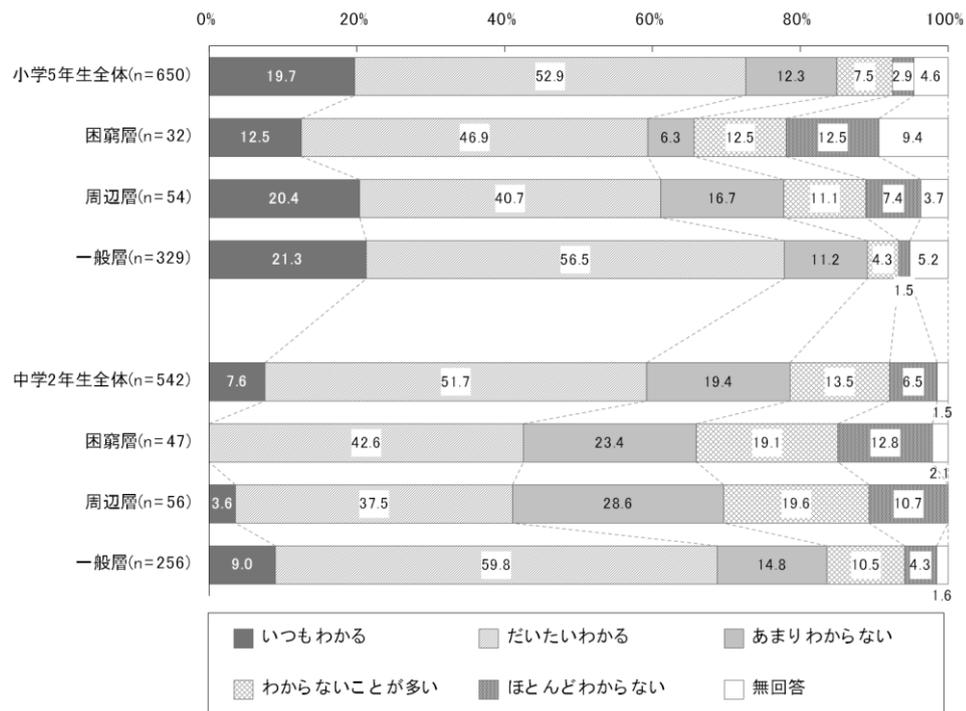
- 全ての子どもに対してはもちろんのこと、生活困難な家庭の子どもに対する健康を保つための支援が重要と考えられる。

### 3 教育・学習・学習環境

#### ① 授業の理解度

小学5年生の72.6%が学校の授業を「いつもわかる」「だいたいわかる」としてありますが、「わからないことが多い」「ほとんどわからない」を合わせた『わからない』の割合は、困窮層で25.0%、周辺層で18.5%、一般層で5.8%と困窮層で高くなっています。中学2年生では『わからない』の割合が困窮層で31.9%、周辺層で30.3%、一般層で14.8%と、いずれの年齢層でも困窮層でわからない割合が高くなっています。

#### ▼授業の理解度

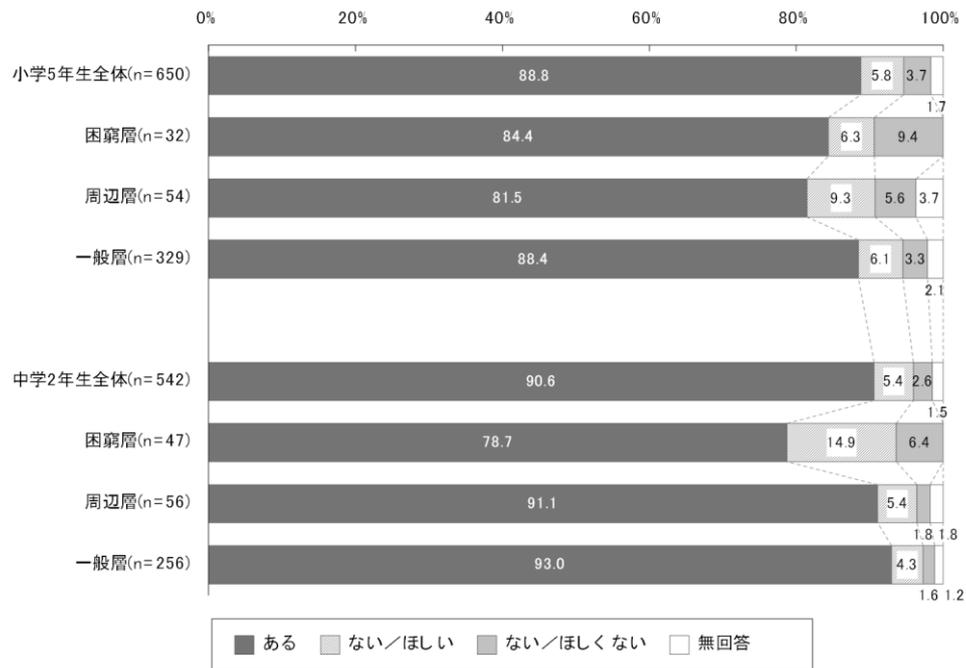


生活困難層では学校の授業の理解度が低くなる傾向がみられる。別の設問、授業がわからなくなった時期では、小学5年生の授業がわからない子どもの50.9%が、小学3年生までにわからなくなったと回答し、中学2年生の授業がわからない子どもの48.1%が中学1年生のころにわからなくなったと回答している。

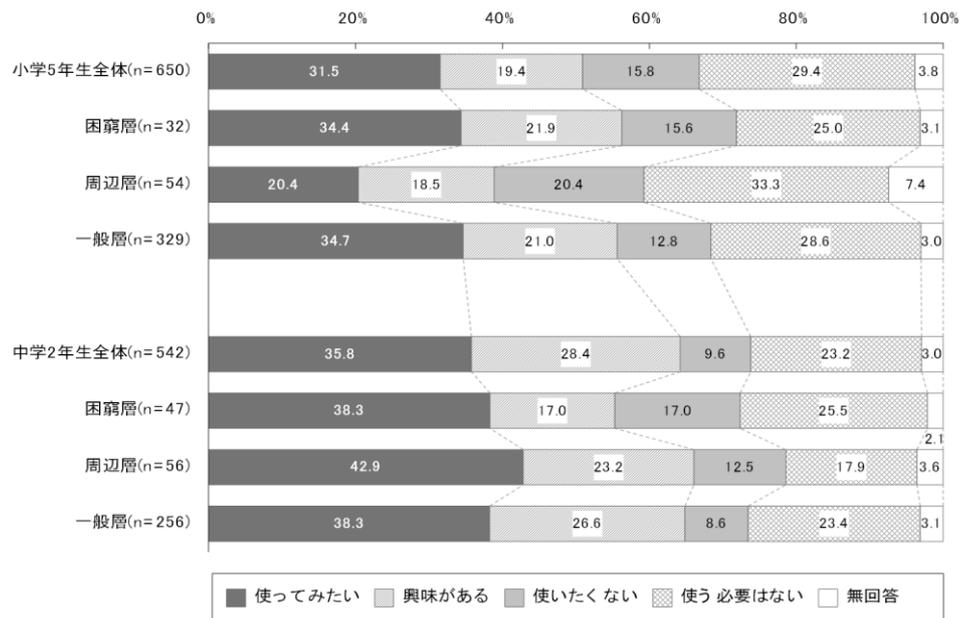
#### ② 勉強をする場所

小学5年生、中学2年生の約6%が「自宅で宿題(勉強)をすることができる場所」が「ない/ほしい」としてしています。困窮層では小学5年生で6.3%ですが、中学2年生で14.9%となっています。一方、家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所について、「使ってみたい」の割合は、小学5年生の困窮層で34.4%、周辺層で20.4%、一般層で34.7%、中学2年生の困窮層で38.3%、周辺層で42.9%、一般層で38.3%となっています。

▼自宅で宿題をすることができる場所の有無



▼家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所の利用希望



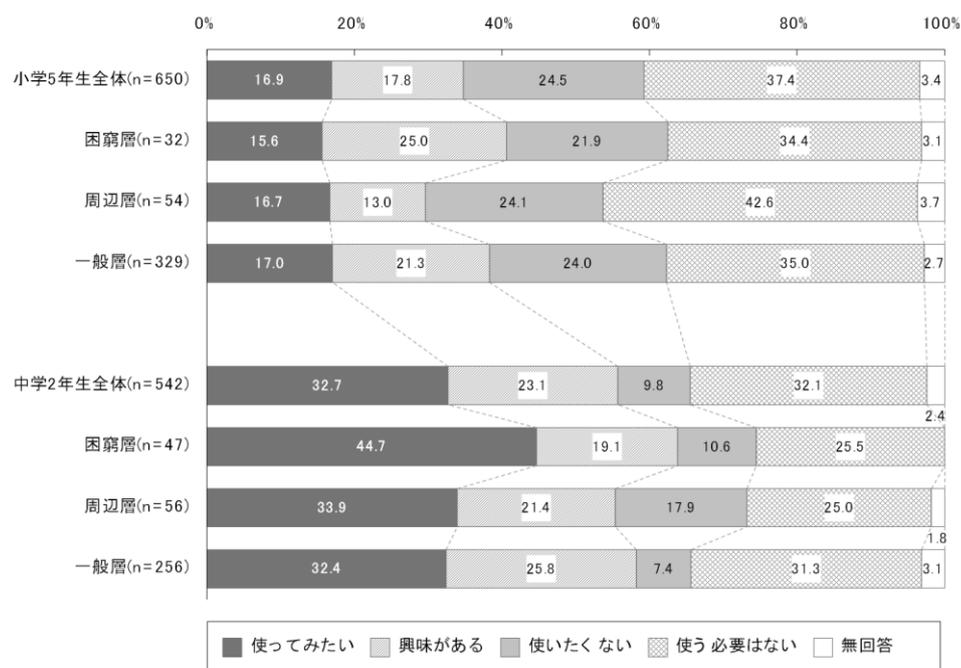
- 中学2年生の困窮層では自宅での勉強がしにくい状況が一部にみられる。「家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」について、子ども自身の利用意向（興味）は高い。学校や、学校以外での学習の支援が望まれ、年齢的には小学校低学年からの支援も視野に入れる必要があると考えられる。

#### 4 求められる支援やサービス

##### ① 子どもの居場所

居場所事業について、中学2年生の約3割が、「(家以外で) 平日の放課後に夜まで安心してることができる場所」「(家以外で) 休日にいることができる場所」を「使ってみたい」としています。中学2年生の困窮層は一般層と比べて「使ってみたい」「興味がある」とする子どもの割合がより高くなっています。

##### ▼ (家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所の利用希望

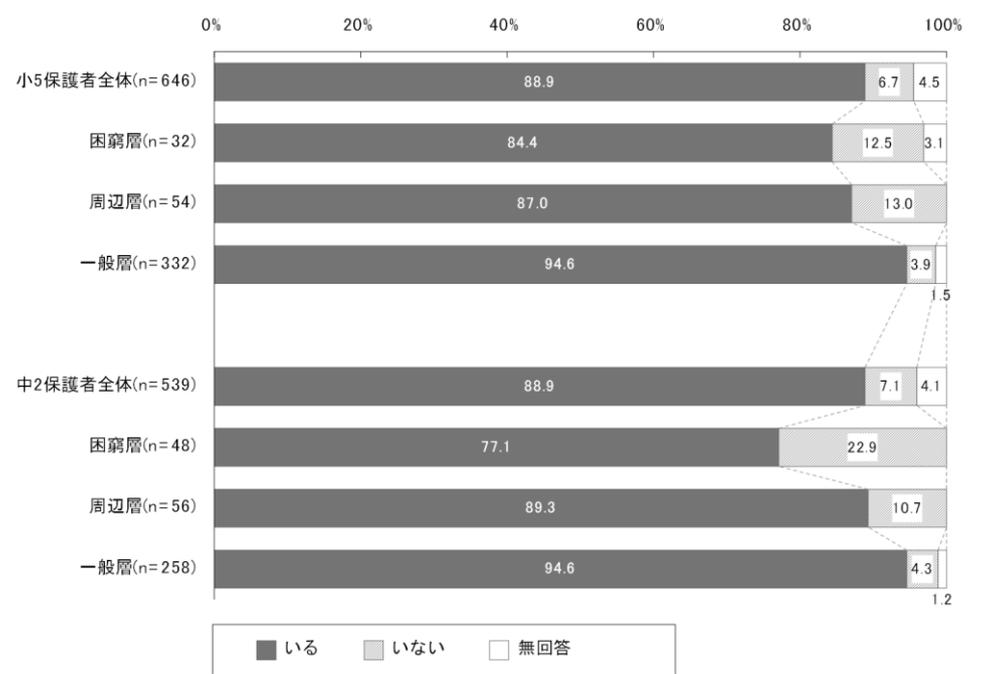


- 小学生よりも中学生のほうが平日の放課後や休日の居場所を求めている。別の設問「家の人がないとき、夕ごはんをみんなで食べることができる場所」では中学2年生の困窮層で利用希望が高くなっていた。
- 前述の、困窮層の割合、朝食の摂取、授業の理解度などでも、子どもの年齢が高いほうが状況が悪くなる傾向にあり、小学校卒業後の環境変化に対応した支援の形を検討する必要があると考えられる。

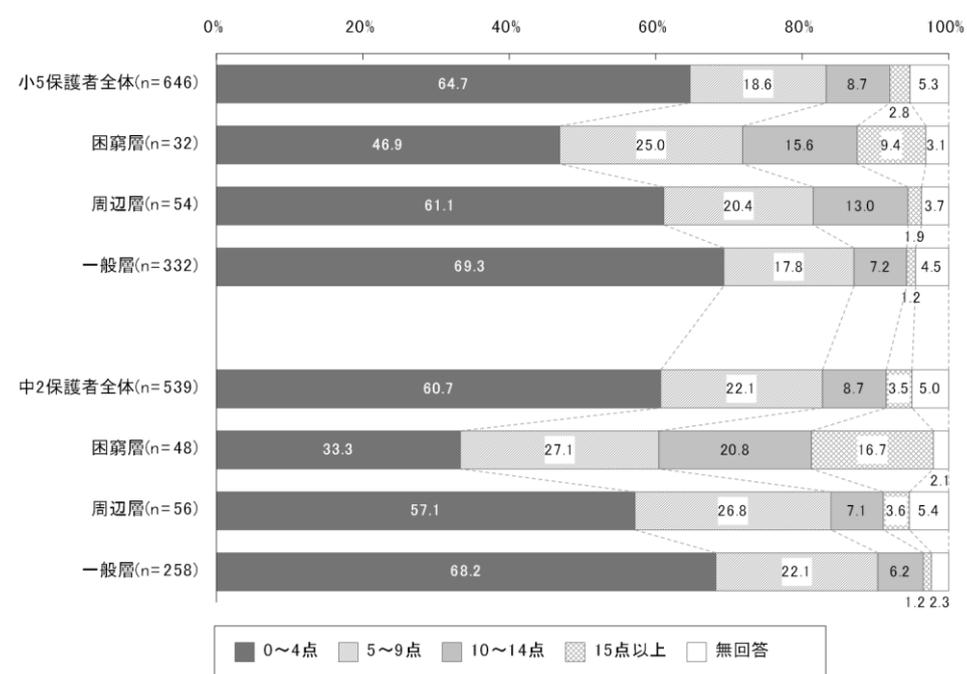
② 保護者の相談先・抑うつ傾向

困ったときに相談する相手について、小学5年生の保護者の6.7%、中学2年生の保護者の7.1%が「いない」と回答しており、この割合は中学2年生の困窮層で22.9%と高くなっています。また、保護者の抑うつ傾向は小学5年生・中学2年生の保護者ともに困窮層で高くなっています。

▼保護者の、困ったときや悩みがあるときの相談相手の有無



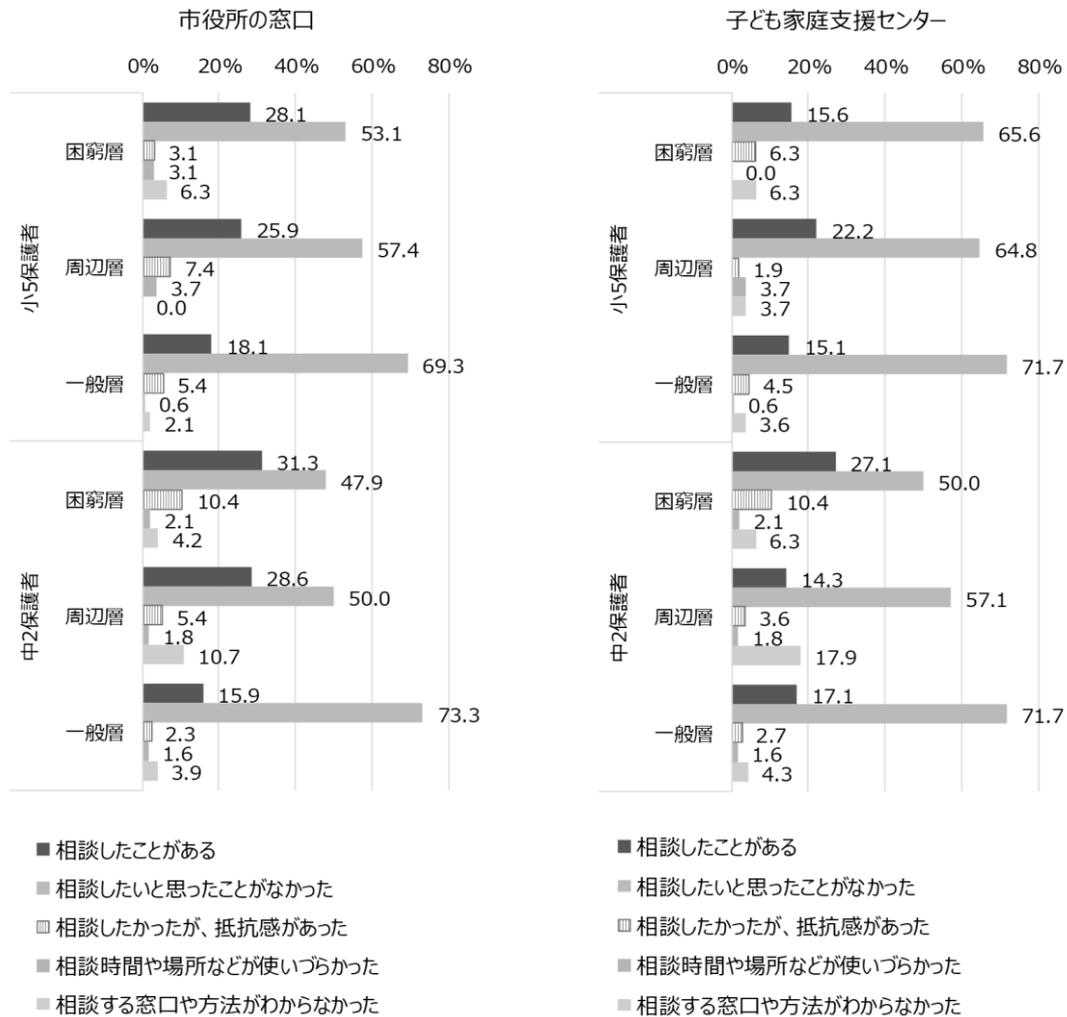
▼保護者の抑うつ傾向



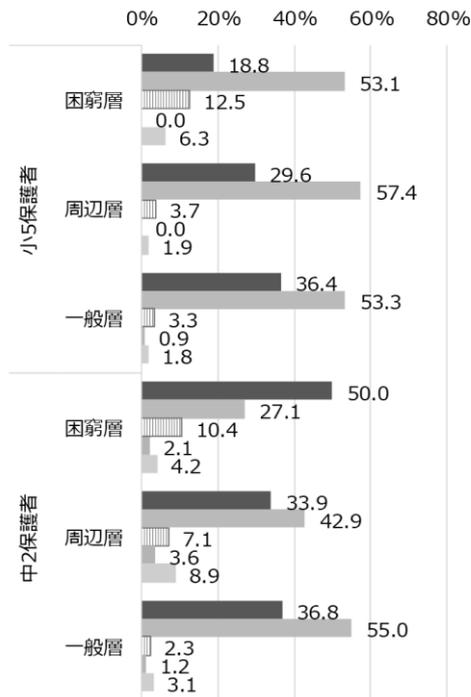
※K6 指標を用いて保護者の抑うつ傾向を計った。点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられる。

### ③ 公的機関への相談状況

公的に設けられている相談先への相談状況では、いずれの相談先でも一定の「相談したかったが、抵抗感があった」がみられ、「子ども家庭支援センター」と「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」では困窮層においてその割合が他の層よりも高くなっています。



学校・保育所・幼稚園の先生、スクール  
カウンセラーなど



- 相談したことがある
- 相談したいと思ったことがなかった
- ▨ 相談したかったが、抵抗感があった
- 相談時間や場所などが使いづかった
- 相談する窓口や方法がわからなかった

・ 子どもへの直接的な支援と併せて、保護者の悩みや相談を受け止められる窓口・サービスの充実が必要と考えられる。その際、相談のしやすさや抵抗感を低減させるような工夫も重要と思われる。

④ サービスの周知

支援サービスの利用状況では、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」「子ども食堂（子どもカフェ）」「フードバンクによる食料支援」について、知らないため利用されていない割合が高く約3割となっており、困窮層は一般層に比べて各支援サービスについて非認知による不利用率が高い傾向にあります。

・ 支援やサービスが設けられているにもかかわらず、それを必要とする層に対して支援が届いていない可能性がある。支援が必要な子どもと家庭にこそ適切に支援が行きわたるような周知方法と提供体制が重要と考えられる。

## 2 ひとり親家庭等ニーズ調査

### ■ 調査の概要

#### (1) 調査の目的

ひとり親家庭への支援など、市の子どもに関する計画づくりの参考とするため、ひとり親家庭等の生活状況やニーズを把握する。

#### (2) 調査対象

平成 30 年 9 月時点で児童育成手当受給資格をお持ちのかた

#### (3) 調査対象数

1,107 件

#### (4) 調査方法

郵送配布・郵送回収

#### (5) 調査時期

平成 30 年 10 月 19 日から 11 月 9 日まで

#### (6) 回収数等

回収数 348 件

回収率 31.4%

### ■ 結果の概要及び課題等

関連するグラフ等を適宜追加します。

#### 1 回答者の状況

##### ① ひとり親となった理由は、8割弱が「離婚」

ひとり親となった理由は、母子世帯で 79.5%、父子世帯で 78.6%が「離婚」と回答しています。

##### ② ひとり親家庭の約 84%は「母子家庭」

回答数 348 世帯のうち、母子世帯が 292 世帯 (83.9%)、父子世帯が 28 世帯 (8.0%)、配偶者に障害がある世帯が 11 世帯、養育者世帯が 7 世帯となっています。

##### ③ 母子世帯及び父子世帯ともに 40代が最も多い

「母子世帯」「父子世帯」とも「40代」が最も多くなっており、「40代」及び「50代」の割合は「父子世帯」の方が「母子世帯」よりも高く、全体に父子世帯の方が保護者の年齢が高くなっています。

##### ④ 武蔵村山市での居住の理由では「親族」の存在が大きい

市への居住理由では「自分の親族がいるから」が 27.3%、「自分の親族と一緒に住むから」が 12.1%で、合わせて 39.4%が親族の存在を居住理由にあげています。

## 2 家族構成

### ① 12歳未満の子どもを養育している家庭が多い

養育している子どもは、母子世帯では、小学生(1~3年及び4~6年)が45.5%で最も多く、小学校入学前を合わせると70.5%となり約7割を占めています。父子世帯では、小学生(1~3年及び4~6年)が60.7%で最も多く、小学校入学前を合わせると、67.8%となっています。12歳未満の子どもを養育している家庭が多いことがわかります。

### ② 母子世帯の3割以上が親と同居

回答者本人(保護者)の親との同居の状況は、「母子世帯」で32.8%、父子世帯で21.4%が同居世帯となっています。

### ③ ひとり親になった時期と同じ時期に本市へ転入したかたの割合の平均が高い

ひとり親になった時期と本市へ転入した時期が同時期であるかたの割合の平均が20.2%と高くなっています。ひとり親になってから本市へ転入したかたの割合の平均は8.6%となっており、本市に居住してからひとり親になったかたの割合の平均は12.4%となっています。本市へ居住した理由として、親族がいることが最も多かったことから、ひとり親になるとほぼ同じ時期に、親族を頼って転入してきた可能性が考えられます。

## 3 養育費と面会交流

### ① 養育費が支払われているかたは約2割、取り決めをしていないかたは約4割

養育費の受け取りについて、「支払われている(定期的18.3%、不定期1.7%)」が20.0%で、「取り決めをしていない」が38.8%となっています。

### ② 母子世帯の7割以上が面会交流の取り決めをしていない

面会交流の取り決めの有無については、「していない」が70.2%と最も多くなっており、母子世帯では71.3%、父子世帯では59.1%となっています。

## 4 住居の状況

### ① 母子世帯では賃貸住宅の居住が多く、父子世帯では自分の持ち家が多い

母子世帯では、民間の賃貸住宅が32.5%で最も多く、次に、都営住宅・市営住宅が27.4%で、賃貸住宅の割合が59.9%となっています。父子世帯では、自分の持ち家が53.6%で最も多くなっています。

### ② 子ども3人以上では「自分の持ち家」が増える

住居の状況を子どもの人数別にみると、1人、2人では「自分の持ち家」が20%台であるのに対し、3人では45.2%、4人以上では40.0%となっています。

### ③ 母子世帯では住まいにかかる費用の抑制がうかがえる

家賃・住宅ローンなど、住まいにかかる1か月の費用は、「6万円以上8万円未満」が22.1%と最も多くなっていますが、月6万円以上は父子世帯で割合が高くなっており、母子世帯の方がかかる費用の少ない住居に住む傾向がみられます。

## 5 就労の状況

### ① 85%以上が就労している

母子世帯の 86.6%、父子世帯の 89.3%が就労しています。

### ② 母親の働いていない理由は「求職中」「家事・育児」「健康不安」

母子世帯の働いていない理由は、「求職中のため」「家事・育児のため」「自分の健康に不安があるため」がいずれも 20.6%で他の理由に比べて多くなっています。母子世帯の就労については、就労支援、子育て支援、健康保持の取組の必要性があると考えられます。

### ③ 母子世帯のほうが近隣で就労

就労場所は多摩地区での就労が母子世帯、父子世帯ともに一番多くなっています。武蔵村山市内で働いているかたは、母子世帯の 4 割、父子世帯の 2 割となっており、母子世帯のほうが近隣で就労する傾向がみられます。

### ④ 母子世帯で多い就労形態は「パート・アルバイト」

母子世帯ではパート・アルバイトが 49.8%と多く、次いで、正社員・正職員が 37.2%となっています。父子世帯では、正社員・正職員が 84.0%と多くなっています。

### ⑤ 父親のほうが就業時間が長い

週あたりの平均就業時間は、母子世帯、父子世帯ともに、40 時間～50 時間が最も多くなっています。平均就業時間 51 時間以上は父子世帯で 32.0%、母子世帯で 6.3%となっており、父親の長時間の就労の状況がみられます。

### ⑥ 母子世帯では仕事を变えたい意向が高い

現在の仕事について、母親では仕事を变えたい割合が 34.8%で、父親の 24.0%と比べて多く、父親では、今の仕事を続けたい割合が 76.0%で、母親の 63.6%と比べて多くなっています。

### ⑦ 仕事を变えたい大きな理由は「収入」

仕事を变えたい理由について、「収入がよくない」が 55.1%で最も多く、「自分の健康状態がわるくなる」が 27.6%となっています。

### ⑧ 「仕事のため、子どもと過ごす時間が少ない」が約 8 割

仕事と生活とのバランスについて「仕事のため、子どもと過ごす時間が少ない」と感じる回答は「よくある」が 39.1%、「ときどきある」が 39.1%となっています。

## 6 資格の取得

### ① とりたい資格は「パソコン・OA 関係」が多く、「費用」と「時間」が取得の悩み

とりたい資格では、「パソコン・OA 関係」が 10.9%と最も多く、資格をとるにあたっての悩みや困りごとでは「費用がかかる」が 65.9%、「資格をとるための時間がない」が 57.3%が多くなっています。

## 7 収入

- ① 世帯の収入源では、76.4%が「勤労収入（パート等）」、12.1%が「養育費」収入源は「勤労収入（パート等）」が76.4%と最も多くなっており、「元配偶者等からの養育費」が12.1%、「親族等からの支援」が5.2%みられます。
- ② 母子世帯は父子世帯よりも100～200万円収入の低いかたが多い  
社会保障給付金（児童育成手当等）や公的年金を除く、世帯全員の年間収入は、母子世帯では、100～200万円未満が30.5%で最も多く、父子世帯では、300～400万円未満が32.1%で最も多くなっています。母子世帯では、300万円未満が68.9%となっており、約7割を占めています。

## 8 子どもの状況

- ① 子どもたちは「友だちと遊ぶ」に次いで「子どもだけで自宅にいる」  
小・中学生の子どもの平日の放課後の過ごし方は「友だちと遊んでいる」が30.7%と最も多く、土・日曜日や長期休暇中も同様に「友だちと遊んでいる」が35.1%と最も多くなっています。次に多いのは「子どもだけで自宅にいる」で、平日の放課後は29.0%、土・日曜日や長期休暇中は32.2%となっています。
- ② 子どもの学習支援は、3割弱が「塾」、次いで「学校での補習」を望んでいる  
子どもの学習支援については、「塾が必要」が28.4%で最も多くなっており、「学校での補習」が25.6%となっています。
- ③ 中学卒業後は「進学」が最多  
中学校卒業後の子どもについては、「進学している」が29.6%と最も多いのに対し、「働いている」は2.0%となっています。働いている子どもは、全員が働くことを希望していましたが、このうち1人については、経済的な事情で働く必要があったと回答しています。

## 9 困りごとや悩みごと

- ① 困りごとで最も多いのは「家計のこと」  
保護者自身の困りごとでは、「家計のこと」が55.2%と最も多くなっています。「家計のこと」の割合はすべての年代で最も多くなっており、「自分の健康のこと」や「親族の健康・介護のこと」は、年代が上がるにつれて多くなっています。
- ② 子育て等の悩みごとは子どもの教育や学習  
子育てや子どもとの関わりにおける悩みは、「子どものしつけ・教育」が41.1%で最も多くなっています。子どもについての悩みでも、「子どもの勉強・学力」が47.7%と最も多く、次いで、「子どもの進路（進学・就職）」が39.4%となっており、ひとり親の保護者が子どもの教育や学習に対し悩みを抱えていることがうかがえます。
- ③ 悩みごとを相談しないかたの7割弱は相談できる人がいない

悩みごとの相談相手は、「自分の親族」が 53.2%と最も多くなっており、親族との近居・同居が居住理由で多かったことと合致しています。相談しないかたが 11.2%みられ、そのかたの相談しない理由では「相談できる人がいない」が 66.7%で最も多くなっています。

## 10 支援制度の認知と利用意向、情報の入手方法

### ① 仕事に関する支援制度では「ハローワーク」の認知度が最も高い

手当・資金及び医療費の助成に関する支援制度は、制度を知っているかたが多く認知度が高い状況にあります。一方で、子育て支援事業の支援制度のうち、子どもショートステイ事業や、育児支援ヘルパー事業は、制度の認知が進んでいない状況がみられました。また、仕事の支援制度ではハローワーク立川が「知っていた」64.9%で最も高くなっており、自立支援教育訓練や高等職業訓練に関する給付金、東京しごとセンター、東京都ひとり親家庭支援センターはあとなどは認知度が低くなっています。

### ② 相談窓口の認知度は高いものの、自分が利用できる相談窓口がどこかわからないかたも少数いる

仕事で困っているかたは各種相談窓口について認知度が高い傾向にあります。一方で、39名のかたが困りごとをどこにも相談しないと回答しましたが、うち3名(7.7%)のかたが「どこで相談できるかわからない」と回答しています。困りごとを抱えており、各相談窓口の認知度は高い状況ですが、自分が利用できる相談窓口がどこかわからないかたも少数いる状況です。

### ③ 情報入手は現状・希望とも「市報」がトップ。今後はネット利用も望む

子どもに関する施策や行事などの情報の入手方法については、現在、市報で受け取っているかたが 74.1%で最も多く、今後受け取りたい方法も市報を選択したかたが 47.1%で最も多くなっています。情報入手経路における市報の役割が大きいのことがわかります。今後受け取りたい方法では、ホームページ、SNS、メールといったネット利用を望む傾向もみられます。

## 11 まとめと課題

- ひとり親家庭の就労の形態は、父子家庭で「正社員・正職員」が約 8 割、母子家庭で「パート・アルバイト」が約 5 割となっており、年収の平均は母子家庭のかたが低くなっています。また、困っていることでは、母子家庭・父子家庭ともに「家計のこと」が最も多くなっています。
- 母子家庭の場合、ひとり親家庭になったことで働き始めるかたが 28.8%おり、就労先が決まるまでにかかった期間は「1 か月以内 (34.2%)」が多くなっています。生活のためにはすぐに仕事につかなければいけないという事情から、結果的に「パート・アルバイト」で働いている可能性があり、「収入」を理由に今後仕事を変えたいと考えるかたも母子家庭で多くなっています。また、母子家

庭では、勤務時間、子育てへの理解、自宅に近いことや休みのとりやすさなどの職場環境も仕事選択の条件として求められています。

- 自身が望んでいる仕事や継続的・安定的に働いていける職場を見つけるために、就業相談窓口を利用する方法がありますが、就業相談窓口を知らないかたも一部みられるため、相談窓口の周知も必要と考えられます。
- 収入源については、勤労収入が約 76%と最も多く、次に、養育費が約 12%となっています。養育費の取り決めをしていないかたは約 4 割おり、面会交流については、約 7 割のかたが取り決めをしていない状況です。子どものために必要な事項であることから、離婚の場合は、ひとり親家庭となる前に取り決めを行っておくことが望ましいと考えられます。
- 子どもに関する悩みでは、子ども教育や学習の悩みが多く、放課後や休みの日を子どもたちだけで自宅で過ごしている割合は小・中学校とも約 3 割となっています。
- これらの結果から、就労支援事業のほか、養育費や面会交流の制度等、市で行っている事業の周知等を含め、複合的に周知度を高めていくことがひとり親家庭の支援として求められる点であると考えられます。

## **第3章 計画の基本的な考え方**

### **第1節 基本理念と基本目標**

---

### **第2節 施策の体系**

---